

2024年12月23日

お客様各位

ハウスプラス中国住宅保証株式会社

2025年4月1日法改正に伴う確認検査業務手数料改定案のご案内

平素は、弊社へ格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2025年4月1日に建築基準法等の大幅な改正が予定されておりますが、本改正に伴い、建築確認申請の手続きが大きく変更される予定です。

これに伴い、審査機関においては審査等円滑化のための継続的な人材確保や社員教育、申請手続き合理化のための電子申請システムをはじめとしたインフラ整備などの必要性を含め、現在の申請料金ではお客様へのサービス提供が難しくなることが想定されております。

つきましては、改正後においても引き続き安定した品質サービスをお客様にご提供させていただくため、確認検査業務手数料の改定をさせていただく予定です。2025年4月1日の改正施行に先んじて、確認検査業務手数料改定案を事前にご案内させていただきます。

なお、ご案内の改定案につきましては、後日案内予定の確認検査業務手数料規程において変更となる可能性もございますので、予めご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

省エネ適判申請、性能評価やBELS申請等、その他の業務におきましても確認検査業務手数料同様、料金改定を実施させていただく予定です。詳細は弊社ホームページ等にてご案内予定ですので、ご確認頂きますようお願い申し上げます。

今後益々建築確認申請手続きは複雑かつ煩雑化いたします。弊社におきましては、お客様に寄り添った、お客様のニーズに沿ったサービスを、安定的に継続してご提供できるよう企業努力を重ねてまいりますので、引き続き弊社をご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

記

新料金の適用日　：　2025年4月1日以降の申請受付分より

以上

2025 年 4 月 1 日法改正に伴う

## 確認検査業務手数料改定案

2025 年 4 月 1 日の申請受付分からの確認検査業務手数料案をお知らせいたします。

(赤字部分が現行料金からの変更箇所となります)

確認検査業務手数料規程については 2025 年 2 月以降に公開予定としています。

なお、記載された料金表は改定案であり、改定日前に変更となる場合がございますので十分ご注意ください。

その他の申請サービス料金につきましては、別途改めてご案内予定です。

2024 年 12 月 23 日

## 1. 建築物（非課税）

建築物の確認申請・中間検査申請・完了検査申請の手数料は【表1】によります。

ただし、※5の場合は各々に定める額を【表1】に加えたものを手数料とします。

【表1】

床面積の合計		確認検査の区分				
		建築確認	計画変更	中間検査 ※3、4	完了検査 ※4	再検査 (検査員等が実地での検査を行う場合に限る)
100m <sup>2</sup> 以内	建築基準法第6条第1項第3号に該当する建築物	38,000	同左 ※1	40,000	45,000	30,000円または該当する左記の検査手数料に、1/2を乗じた金額のうち、高い方の額とする
	建築基準法第6条第1項第1号並びに第2号に該当する建築物	45,000		45,000	50,000	
	製造者認証 ※2	28,000		33,000	35,000	
100m <sup>2</sup> を超え200m <sup>2</sup> 以内	建築基準法第6条第1項第3号に該当する建築物	48,000		43,000	50,000	
	建築基準法第6条第1項第1号並びに第2号に該当する建築物	52,000		48,000	55,000	
	製造者認証 ※2	35,000		35,000	40,000	
200m <sup>2</sup> を超え300m <sup>2</sup> 以内	建築基準法第6条第1項第1号並びに第2号に該当する建築物	70,000		65,000	74,000	
	製造者認証 ※2	45,000		37,000	48,000	
300m <sup>2</sup> を超え500m <sup>2</sup> 以内	建築基準法第6条第1項第1号並びに第2号に該当する建築物	120,000		78,000	80,000	
	製造者認証 ※2	50,000		40,000	55,000	
500m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内		160,000		118,000	145,000	
1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内		260,000		180,000	180,000	
2,000m <sup>2</sup> を超え3,000m <sup>2</sup> 以内		350,000		210,000	222,000	
3,000m <sup>2</sup> を超え4,000m <sup>2</sup> 以内		430,000		230,000	244,000	
4,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内		490,000		250,000	271,000	
5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内		580,000	270,000	320,000		
10,000m <sup>2</sup> を超え20,000m <sup>2</sup> 以内		750,000	320,000	420,000		
20,000m <sup>2</sup> を超え50,000m <sup>2</sup> 以内		980,000	410,000	530,000		
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの		2,000,000	1,080,000	1,250,000		

※1 建築物の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替は、既存部分の面積を1/2とした棟全体の床面積を適用して手数料を算出します。

用途変更に関しては、用途変更部分に係る部分の床面積を適用して手数料を算出します。

計画変更に関しては、これに係る部分の床面積の1/2を床面積の合計として手数料を算出します。

※2 建築基準法施行規則第1条の3認定については別途お問い合わせください。

※3 中間検査の場合は、当該検査を行う部分の床面積の合計とします。

※4 他社にて確認申請又は中間検査を行った場合の中間・完了検査手数料は、上記手数料に確認審査手数料の1/2を加算します。

※5 以下による確認申請手数料の場合は、各々定める額を【表1】に加算します。

- ① 避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による場合は【表2】に定める額
- ② 天空率の対象となる床面積の合計が500㎡以下の場合は10,000円に天空率の審査対象となる面の数を乗じた額とし、500㎡超の場合は10,000円に天空率の審査対象となる面の数を乗じた額に1.2を乗じた額とする。
- ③ 特定天井を有する場合は【表2の1】に定める額
- ④ ルート2構造審査を行う場合は【表3】に定める額
- ⑤ 延床面積の合計が300㎡以下の建築物の構造審査を行う場合の加算額は【表4】に定める額
- ⑥ 省エネ基準適合義務建築物で省エネ適判によらずに適合確認をする建築物(以下「仕様基準等」という)の場合は【表5】に定める額  
建築物エネルギー消費性能適合性判定を利用する場合は、別途省エネ適合性判定申請とそれに伴う申請料が必要です。
- ⑦ 構造計算が複数棟ある場合(Exp.J含む)は、構造計算上の棟数から1を減じた数に30,000円を乗じた額
- ⑧ 省エネ基準適合義務建築物における完了検査時の加算額は【表6】に定める額
- ⑨ 特定地域(【表7の1】)における中間検査申請時、完了検査申請時及び仮使用認定申請時の加算額は【表7】に定める額
- ⑩ 軽微な変更の報告書を要する場合は【表8】に定める額
- ⑪ 追加説明書を要する場合は計画変更と同じ額
- ⑫ 消防同意を要する場合は5,000円

【表 2】①避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による場合の加算額

床面積の合計	加算手数料	
	避難安全検証法	耐火・防火区画性能検証法
2,000㎡以内	25,000円	25,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	40,000円	40,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	55,000円	55,000円
50,000㎡を超える	80,000円	80,000円

【表 2の1】③特定天井を有する場合の加算額

特定天井の面積の合計 ※6	加算手数料
200㎡を超え500㎡以内	100,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	150,000円
1,000㎡を超える	240,000円

※6 対象となる特定天井部位の水平投影面積の合計による。

【表 3】④ルート2構造審査をする場合の加算額

床面積の合計	加算手数料
300㎡以内	40,000円
300㎡を超え500㎡以内	66,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	90,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	120,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	160,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	210,000円
50,000㎡を超える	370,000円

【表 4】⑤延床面積300㎡以下の構造審査を行う場合の加算額

構造審査区分	申請手数料
仕様規定による構造審査	22,000円
構造計算による構造審査	42,000円

【表 5】⑥仕様基準等による省エネ審査加算額

住宅等の区分	申請手数料
一戸建住宅	22,000円
共同住宅等	55,000円＋住戸数×3,000円

【表6】⑧省エネ基準適合義務建築物における完了検査時の加算額

※千円未満切り捨て

完了検査加算手数料 ※7	申請床面積が 200㎡以内	【表1】完了検査申請料金の10% ※8,9
	申請床面積が 200㎡超	【表1】完了検査申請料金の20% ※8,9
軽微変更を伴う場合の加算手数料 ※8, 9	省エネ性能が向上する変更の場合 (ルートA)	当社の建築物エネルギー消費性能適合性判定 軽微変更該当証明料金(税抜価格)×25%
	一定範囲内の省エネ性能が減少する 変更(ルートB)	当社の建築物エネルギー消費性能適合性判定 軽微変更該当証明料金(税抜価格)×50%

※7 性能評価、長期使用構造等確認、長期優良認定、大臣認定、性能向上認定、低炭素認定による建築物を含みます。

※8 省エネ適合性判定等における対象床面積の合計によるものとします。

※9 直前の省エネ適合性判定等を当社で受けていない場合は、2.0を乗じた額とします。

ルートAとルートBが1つの軽微変更説明書内で混在する場合は、ルートB(50%)での料金を適用します。

【表7】⑨地域区分における中間検申請時、完了検査申請時、仮使用認定申請時の加算額

地域区分 (【表7の1】に掲げる地域区分)	遠隔地料
特定地域1	8,000円
特定地域2	20,000円

【表8】⑩軽微な変更を有する場合における計画変更申請時、中間検査申請時、完了検査申請時及び仮使用認定時の加算額

床面積	軽微な変更等検査時加算手数料
500㎡以下	5,000円×N ※10
500㎡超	【表1】建築確認手数料×10%

※10 N: 直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更等を含め、提出された回数

## 2. 建築設備・工作物（非課税）

【表9】 建築設備および工作物の確認申請・完了検査申請の手数料は以下の通りです。

項目	確認検査の区分及び料金			
	建築確認	計画変更 ※11	計画変更 ※12	完了検査
建築設備	25,000円	20,000円	25,000円	34,000円
工作物	32,000円	27,000円	32,000円	33,000円

※11 ハウスプラス中国にて確認申請を行った場合の手数料になります。

※12 他社にて確認申請を行った場合の手数料です。

※13 軽微な変更及び追加変更説明を有する場合は【表9の1】に定める手数料を【表9】に加算します。

※14 特定地域（【表7の1】）に応じた【表7】の手数料を【表9】に加算します。

【表9の1】

軽微な変更等検査時加算手数料
5,000円×N ※15

※15 N: 直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更等を含め、提出された回数の合計

## 3. 仮使用認定（非課税）

【表10】 仮使用認定申請の手数料は以下の通りです。

仮使用対象床面積の合計	申請手数料	再検査手数料
200㎡以内	60,000円	30,000円または、該当する左記の検査手数料に1/2を乗じた金額のうち、高い方の額とする
200㎡を超え500㎡以内	90,000円	
500㎡を超え1,000㎡以内	120,000円	
1,000㎡を超え5,000㎡以内	340,000円	
5,000㎡を超え10,000㎡以内	450,000円	
10,000㎡を超える	800,000円	

※16 他社にて直前の確認申請を行った場合の仮使用認定申請手数料は、【表1】の確認審査手数料の1/2を加算します。

※17 床面積の合計が500㎡以下の構造審査を行う場合は【表4】に定める手数料を【表10】に加算します。

※18 省エネ義務化による基準省令に基づく基準による審査を行う場合は【表5】の手数料を【表10】に加算します。

※19 軽微変更説明書又は追加変更説明書を有する場合は【表10の1】に定める手数料を【表10】に加算します。

※20 特定地域（【表7の1】）に応じた【表7】の手数料を【表10】に加算します。

【表10の1】

床面積	軽微変更説明書の検査時加算手数料	追加説明書の検査時加算手数料
500㎡以下	5,000円×N ※21	建築確認【表1】の計画変更と同じ
500㎡超	【表1】建築確認手数料×10%	

※21 N: 直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更等を含め、提出された回数

## 4. 旧建築基準法（2025年3月31日以前）による確認手続きに対する加算額の扱い（非課税）

旧4号建築物で2025年4月1日以降に工事着手されたものについては、【表5】に定める料金を、中間検査、完了検査または仮使用認定の申請料に加算します。

着工が施工日をまたぐもの※22については、【表3】※22または【表4】に定める加算額を中間検査、完了検査または仮使用認定の申請料に加算します。（経過措置が適用されないものについても加算適用します）

※22 【表3】の加算額適用は300㎡超え500㎡以内のものに限る

※23 2025年3月31日以前に確認済証が交付され、同年4月1日以降に工事着手したもの

施行日をまたぐ場合（2025年4月1日以降工事着手するもの）の取り扱いについて



★ご注意ください★

建築基準法における壁量（令第46条。枠組壁工法等(順次追加予定)を含む。）及び柱の小径（令第43条）について、2025/4/1より計算方法などが変更がされます。（経過措置が適用されるのはこの施行令第46条と43条のみに適用されま

す。）  
 ここでいう旧法適用とは、2024/3/31までの壁量及び柱の小径計算方法を示していますので、4号特例が2025/4/1以降も経過措置として継続されるという意味ではありませんのでご注意ください。

また、経過措置を利用された場合、その建物は2026/4/1以降は既存不適格建築物となる可能性がありますので、予め申請者等への十分な説明と承諾を得ておかなければ、トラブルに発展する可能性がありますので十分ご注意ください。



【ご参考資料2】

申請手数料の計算例

- ケース① 新築：木造2階戸建て住宅 延べ床面積125㎡の物件で、構造検討は仕様規定、特定地域には該当しない
- 中間検査申請時までに軽微な変更届出を1回実施
  - 中間検査申請～完了検査申請時までに軽微な変更届出を2回実施
  - 完了検査申請時に省エネに関する軽微変更届（ルートB）を1回実施

確認申請料：【表1】 52,000円 + 【表4】 22,000円 + 【表5】 22,000円 = 96,000円

中間検査料：【表1】 48,000円 + 【表8】 5,000円×1回 = 53,000円

完了検査料：【表1】 55,000円 + 【表6】 55,000×10% + 【表6】 29,000円×50% + 【表8】 5,000円×2回 = 85,000円

建築確認にかかる申請手数料合計： 234,000円

【表7の1】

鳥取県	地域区分	島根県	地域区分	岡山県	地域区分	広島県	地域区分	山口県	地域区分
鳥取市	1	鹿足群	1	真庭郡新庄村	1	庄原市	1		
岩美郡	1	益田市	1	勝田郡奈義町	1	豊田郡大崎上島町	1		
八頭郡	1	浜田市	1	英田郡西粟倉村	1				
		隠岐郡	2	新見市	1				

※上記以外の離島(橋梁等がなく自動車等による通行が不可能な地域を指す)においては、渡航費等の実費相当額を別途加算します。

※離島において宿泊等が必要となった場合は、検査に赴いた人数分の実費相当額を別途加算します。